

○岩出市都市計画マスタープラン策定委員会条例

令和3年9月21日
条例第17号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である岩出市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岩出市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) マスタープランの策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者又は構成員
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終えるまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理)

第7条 委員のうち、関係行政機関の職員に事故があるときは、同じ部局の中から職員を協議会に出席させ、その職務を代理させることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事業部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に行われる委員会の招集の特例)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。